資料４

第３回運営協議会における審議事項

１．応益割合・応能割合について

　　法令では、応能割合（所得割、資産割）・応益割合（均等割、平等割）は５０：５０が望ましいとされており、被保険者数の状況等に応じて適宜変更できることとなっております。

平成２８年度賦課状況における埼玉県内の市町村の賦課割合（一般医療分）をみると、応能割７１．１％、応益割２８．９％（志木市は、応能割７３．１％、応益割２６．９％）という状況です。

３０年度からの標準保険税を算定するための賦課割合は、埼玉県全体の所得水準に応じた設定により応能賦課総額と応益賦課総額に按分しますが、実際に市町村が賦課する際に使用する賦課割合は、市町村が決定することとなっており検討が必要であります。

２．賦課方式について

　　現在、埼玉県内の各市町村においては、賦課方式として所得割、均等割の２方式と、資産割、平等割を加えた４方式のいずれかが採用されております。埼玉県国保運営方針では、２方式を標準としており、現在４方式を採用している志木市においては、「資産割」の適否も含めた検討が必要となります。

３．適用税率について

　　国保制度改革に伴い、市町村は標準保険税率を参考に保険税率を決定することとされております。１１月下旬に県から示される仮算定値を参考に適用する税率を検討する必要があります。

４．賦課限度額について

　　現在、志木市においては、賦課限度額を７７万円としており、法定賦課限度額（８９万円）に対して１２万円乖離をしております。

　　適用する税率や賦課方式等を踏まえ、３０年度に法定賦課限度額まで引き上げるか、段階的な引き上げを行うか検討が必要となります。